

新しい時代に対応した開発許可制度について

～都市計画法第34条第11号に関連する開発許可制度～

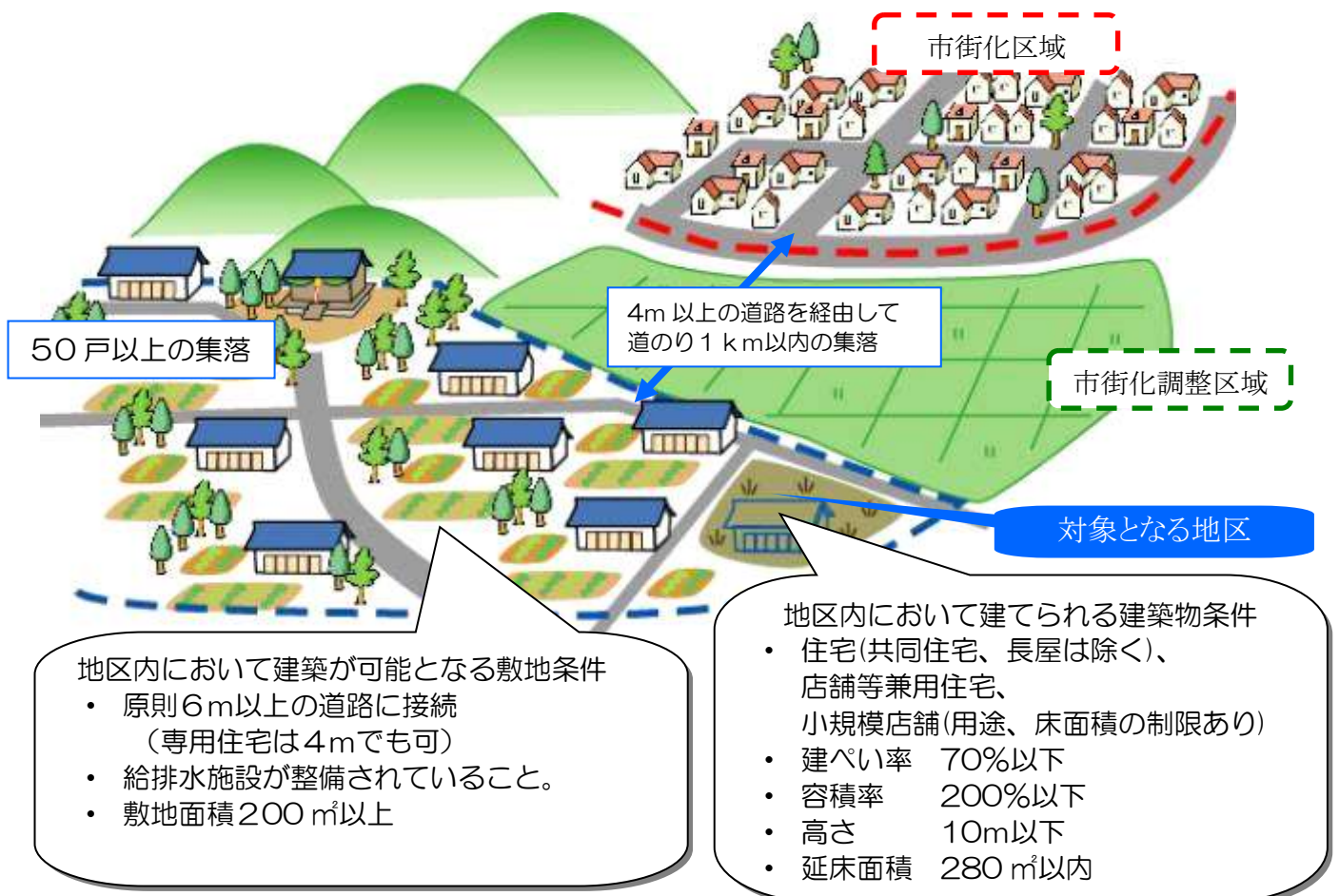
市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ、良好な田園風景とゆとりある住環境が保全されています。しかし、近年の人口減少や居住者の高齢化により、就業形態及び営農環境の変化により空家・空地の増加など、ふるさとの原風景や地区の伝統文化の継承が困難となっており、このような問題を解決するために、平成12年には、都市計画法の一部が改正され開発許可の基準が一部緩和されました。本市では以上のことから、「都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」を制定し、地域社会（コミュニティ）の維持・再生を目的とした地区指定を行うこととしました。

市街化調整区域における土地利用の理念と基本方針

- ・地域社会（コミュニティ）の維持・再生
- ・美しく活力のある田園地域の形成

対象となる地区

- ・災害発生のおそれのある土地の区域、農振農用地や保全すべき土地を含まない地区
- ・市街化区域から、4m以上の道路を経由して1km以内の地区
- ・4m以上の道路が整備されている地区
- ・敷地面積がおおむね50m以内で、おおむね50戸以上の建築物が連たんしている地区



◆お問い合わせ先

区域の指定について

区域内で行う開発行為等について

区域内の農地について

福島市都市政策部都市計画課 (TEL024-525-3761)

福島市都市政策部開発建築指導課 (TEL024-525-3790)

福島市農業委員会 (TEL024-525-3779)